

相互保有株式の 議決権制限に係る経過措置

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 19

【要約】

平成 17 年（2005 年）6 月 29 日に「会社法」が成立し、同年 7 月 26 日に公布された。

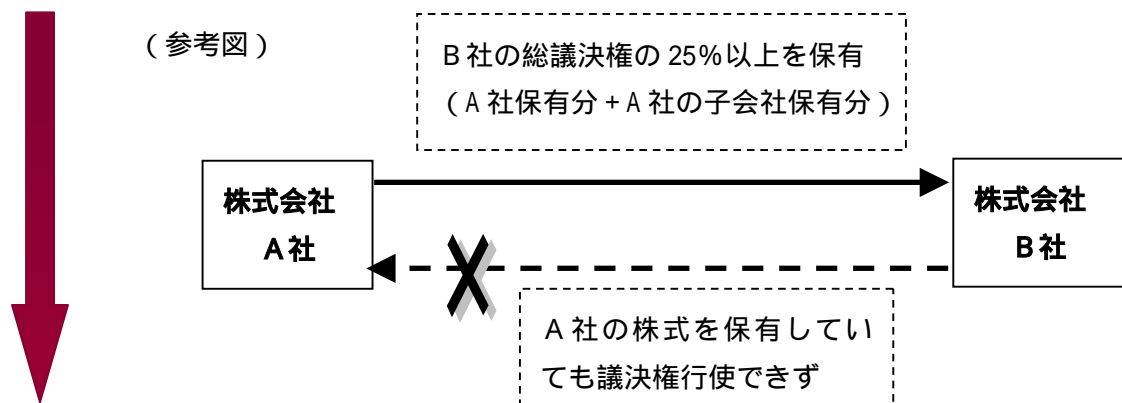
この会社法は、現在、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっているのをそれをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

会社法では、いわゆる相互保有株式の議決権制限が、現行商法よりも厳しくなる。

会社法は 5 月に施行される予定であるが、今度の 6 月総会では、相互保有株式の議決権制限については、現行商法が適用される場合がある。

1. 要約図

・会社法では、いわゆる相互保有株式の議決権制限が、現行商法よりも厳しくなる。



・会社法施行後に開催される、今年 6 月の株主総会で、会社法の規制が適用されるのか、問題となる。

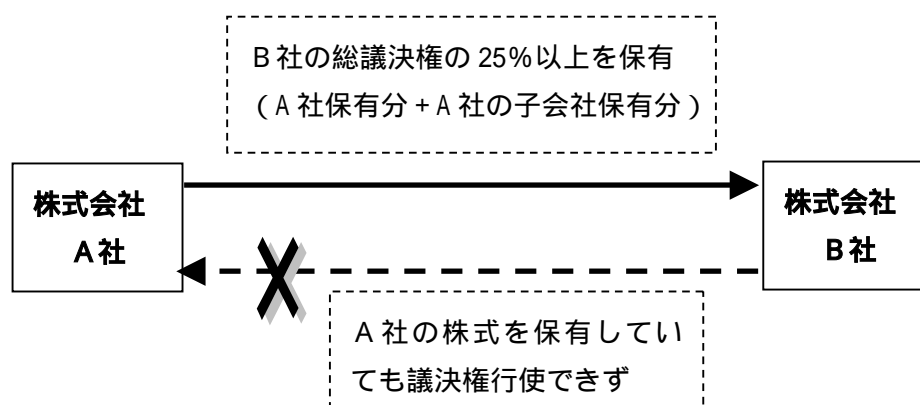
・概ね、次のようになると考えられる（整備法 90 条参照）。

- < 会社法の施行日「前」に株主総会の招集を取締役会で**決定**した場合 >
現行商法の「相互保有株式の議決権制限」の規制が適用される。
- < 会社法の施行日「後」に株主総会の招集を取締役会で**決定**した場合 >
会社法の「相互保有株式の議決権制限」の規制が適用される。

2 . 相互保有株式の議決権制限

会社法 302 条（及び会社法施行規則 67 条）の下では、例えば、株式会社 A 社が株式会社 B 社の議決権を総議決権の 25% 以上を有する場合、B 社は A 社の株式を有していても議決権行使ができないとされている（図表 1 参照）。このことを「相互保有株式の議決権制限」などと呼んでいる。

図表 1 会社法の「相互保有株式の議決権制限」



現行商法 241 条 3 項にも同様の規定があるが、違いが存在する。

現行商法と会社法における、相互保有株式の議決権制限の制度の要件の直接的な違いは、図表 2 のとおりである。

図表 2 現行商法と会社法における、相互保有株式の議決権制限の制度の要件の比較

	現行商法 241 条 3 項	会社法 308 条 1 項 (+ 会社法施行規則 67 条)
保有要件	総議決権の 25% 超 の保有	総議決権の 25% 以上 の保有
議決権制限を受ける株主 (ex . 図表 1 の B 社 など)	株式会社 (有限会社)	株式会社 合名会社 合資会社 合同会社 外国会社 民法上の組合 有限責任事業組合 その他組合に準ずるもの 外国における ~ に相当するもの その他 ~ に準ずる事業体

また、保有要件をみたまか否かを検討するときには、「子会社」の保有分を加えなければならない。この基本構造は、現行商法と会社法ではかわらない。しかしながら、現行商法と会社法では「子会

社」概念に変更が生じており、拡大していることに注意しなければならない^(注1)。

(注1)以下のレポート参照。

- ・「会社法上も親会社、子会社の定義は実質支配力基準に～会社法関連省令シリーズ-2」(横山淳、2005.12.19作成)
- ・「会社法上の親子会社の定義Q&A～『会社法』の焦点シリーズ6」(堀内勇世、2005.8.19作成)

以上のことから、**会社法では、相互保有株式の議決権制限が、現行商法よりも厳しくなっている**といえることができる。

なお、相互保有株式の議決権制限にかかる会社法施行規則^(注2)の67条^(注3)は以下のとおりである。

(実質的に支配することが可能となる関係)

第67条

法第308条第1項に規定する法務省令で定める株主は、株式会社(当該株式会社の子会社を含む。)が、当該株式会社の株主であるもの(会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものをいう。)その他これらに準ずる事業体に限る。)の議決権(同項その他これに準ずる法以外の法令(外国の法令を含む。)の規定により行使することができないとされる議決権を含み、役員等(会計監査人を除く。)の選任及び定款の変更に関する議案(これらの議案に相当するものを含む。)の全部につき株主総会(これに相当するものを含む。)において議決権を行使することができない株式(これに相当するものを含む。)に係る議決権を除く。)の総数の四分の一以上を有する場合における当該株主であるもの(当該株主であるもの以外の者が当該株式会社の株主総会の議案につき議決権を行使することができない場合(当該議案を決議する場合に限る。)における当該株主を除く。)とする。

(注2)以下のレポート参照。

- ・「会社法関連省令、公布～会社法関連省令シリーズ-6～」(横山淳、2006.2.8作成)

(注3)会社法施行規則67条は、当初の案(株主総会等に関する法務省令案6条)と書き振りが異なる。たとえば、下線部分などである。なお、株主総会等に関する法務省令案6条については、以下のレポート参照。

- ・「相互保有株式の議決権と会社法の法務省令案Q&A～『会社法』の焦点シリーズ16～」(堀内勇世、2006.1.23作成)

3 . 問題点と解釈

前記のごとく、**会社法では、相互保有株式の議決権制限が、現行商法よりも厳しくなっている**。

そこで、この厳しくなった、会社法の相互保有株式の議決権制限の規制がいつから適用されるのか問題となる。

具体的には、会社法が5月に施行される予定であるので、**今年6月の株主総会で、会社法の相互保有株式の議決権制限の規制が適用されるのか**、問題となる。

この点、参考となる法務省の方の記述が見つかった^(注4)。これは直接この問題を取り上げたもの

ではなく、整備法^(注5)90条に関する記述であるが、大変参考となる。

(注4)松本真(法務省民事局付検事)「会社法の施行前後における法律関係をめぐる諸問題〔中〕」(旬刊商事法務 No.1756(2006.2.5)4~23ページ)。

(注5)整備法とは、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のことである。整備法の施行日は会社法の施行日と同じ日とされている。

該当部分は次のとおりである。

次に、整備法15条又は90条の規定によりなお従前の例によることとされる場合には、株主総会等における議決権の有無(たとえば、議決権が制限される相互保有株式に当たるか否かの判断)、議決権数の算定、議決権の要件については、いずれも現行法の規定に従うことになる。

(出所)松本真(法務省民事局付検事)氏「会社法の施行前後における法律関係をめぐる諸問題〔中〕」(旬刊商事法務 No.1756(2006.2.5)の13ページ)より引用。

整備法90条とは、簡単に言えば、「**施行日の前に株主総会の招集手続が開始された場合、株主総会の手続は、現行法による**」との経過措置を定める規定である。

したがって、上記の該当箇所を、相互保有株式の議決権制限に焦点を当てて、言い換えれば、「**施行日の前**」に**株主総会の招集手続が開始された場合、相互保有株式の議決権制限に関する規制は、現行商法による**」と言うことになる。

また、会社法施行後は会社法の規定が原則適用されるとする会社法附則2項と整備法65条を加味すれば、逆に、「**施行日の後**」に**株主総会の招集手続が開始された場合、相互保有株式の議決権制限に関する規制は、会社法による**」と言うことができよう。

ここで、「**株主総会の招集手続が開始された場合**」とはいつなのかという問題が生じる。この点、前記の法務省の方の記述^(注6)によれば、「**株主総会の招集を取締役会で決定した場合**」となる。なお、この決定については、株主総会の「開催の日時および場所が決定されたにとどまる場合であっても、当該会社の合理的な意思解釈として、その決定に引き続き残余の決定事項を決定するというものであれば、招集の決定としてとして欠けることがないものと解され」^(注7)ている。

(注6)松本真(法務省民事局付検事)「会社法の施行前後における法律関係をめぐる諸問題〔中〕」(旬刊商事法務 No.1756(2006.2.5)4~23ページ、特に12~13ページ)

(注7)下線部は、上記文章からの引用である。

よって、**結論**としては、概ね、**次のようになると考えられる。**

<会社法の施行日「前」に株主総会の招集を取締役会で**決定**した場合>
現行商法の「相互保有株式の議決権制限」の規制が適用される。

<会社法の施行日「後」に株主総会の招集を取締役会で**決定**した場合>
会社法の「相互保有株式の議決権制限」の規制が適用される。